郵送のみ受付

世田谷区1か月児健康診査費用助成制度の ご案内

世田谷区では、1か月児健康診査に要した費用の一部を助成します。 なお、ご案内の内容に変更が生じる可能性がありますので、最新の情報を 必ず「区ホームページ」でご確認ください。



区の HP はこちら

1 助成対象者

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 出生後、生後 27 日を超え、生後 6 週に達しない(生後 5 週 6 日まで)間に 1 か月児健康診査を受診した乳児の保護者
- (2) 乳児の1か月児健康診査受診時に、世田谷区に住民登録のある方 ※世田谷区から転出した場合でも、受診した日に世田谷区に住民登録があれば対象となります。

2 申請期限

出産した日から1年以内(お子さんが1歳の誕生日を迎える前日まで)【必着】

3 助成の対象

母子健康手帳(親子健康手帳)にある「1か月児健康診査」の健診内容になります。

- ★次に該当する場合は、助成対象になりません。
 - 1 保険が適用された費用・治療のための費用
 - 2 複数回受診した場合の費用
 - 3 母の産後健診の費用
- ※1か月児健康診査時に行ったビタミンK₂シロップ投与についても該当します。 ただし、自宅服用分は除きます。

4 助成上限額

- 4,000円(令和6年度に出生した乳児の健診費用)
- ※上限額よりも健診費用が高額の場合、差額は自己負担となります。
- ※上限額は出生した年度によって変更が生じる場合があります。令和7年度に出生した 乳児の健診費用の助成上限額については、区のホームページでご確認いただけます。



5 手続きに必要な書類 □ のチェック欄で確認後、ご提出をお願いいたします。

チェック欄

- 口(1)世田谷区1か月児健康診査費用助成金申請書兼口座振替依頼書
 - 申請者は乳児の保護者の方になります。
 - 訂正する場合は、修正液、修正テープは使用せず、二重線で消してください。
 - 鉛筆、消えるボールペンは使用できません。
- 口(2)母子健康手帳(親子健康手帳)の健康診査欄のコピー
 - •「1か月児健康診査」欄のコピー (令和6年度に発行された母子健康手帳(親子健康手帳)の場合はP20~21)
- 口(3) 医療機関が発行した領収書のコピー
 - ・国外の医療機関で健康診査を受診した場合は、申請者があらかじめ当該領収書の全ての記載内容を日本語に翻訳した資料を添付の上、申請してください。健康診査等費用助成金額は申請書を受け付けた時点の為替レートで換算します。
 - ・健診費用が含まれる領収書か分からない場合は、医療機関等に確認の上、ご提出くだ さい。
 - ※返却しません。
- 口(4)医療機関が発行した明細書のコピー
 - 上記領収書と一緒に医療機関が発行した明細書のコピー
 - ※返却しません。

6 提出(郵送)先・問い合わせ先

<u>「母と子の保健バッグ」に同封されている「返信用封筒」を用いて、郵送にて提出して</u>ください。

- ※返信用封筒が見つからない場合は、以下送付先まで郵送してください。
- ※助成金申請から支払いまでは、おおよそ2~3か月かかります。
- ※書類に不備がある場合は、ご連絡させていただきます。不足書類を送付していただく など、審査に時間がかかった場合は、支払いが遅れる場合がありますので、ご了承くだ さい。

〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1 城山分庁舎 世田谷保健所健康推進課 1か月児健康診査費用助成担当 TEL 03-5432-2446 FAX 03-5432-3102